



源泉徴収義務／社会福祉法人から理事長に移動した建築資金

今回ご紹介する判決は、社会福祉法人の理事長が、その地位を濫用し多額の経済的利益（賞与）を得たとして、社会福祉法人に源泉所得税の納税告知処分がされた事例です。

（令和4年8月26日東京地裁・棄却・TAINSコード：Z888-2464）

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告A社は、老人福祉施設（ホーム）を開所し、介護事業を営む社会福祉法人です。本件は、桑名税務署長が、A社の理事長である甲が、A社の資産から自身の借入金を返済し、理事長名義の預貯金口座への入金や理事長を名宛人とする小切手の交付を受けるなどして得た経済的利益は、いずれもA社から理事長に対する賞与に該当するとして、A社に対し、源泉所得税等の納税告知処分をした事案です。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、次のように判示して、原告A社の請求を棄却しました。

1 原告A社と理事長との関係

理事長は、A社設立時の資産の全てを拠出し、かつ、設立時の役員の大部分に対しその就任を依頼したものであって、A社設立に際し主導的な役割を果たしていたと評価することができる。そして、定款上A社の業務の決定の権限を有するとされるA社の理事会は、A社の代表権を有する理事である本件理事長によるA社の経営を制約するものとはなっていなかったのであるから、本件理事長は、A社の経営の実権を掌握し、A社を実質的に支配していたと評価することができる。

2 経済的利益の給与所得該当性

理事長は、A社の代表者としてA社を実質的に支配する地位を濫用して、A社の業務の一部であるホームI及びホームIIの建築工事を通じて、合計8090万円及び2億8000万円の金員をA社から支出させて同額の経済的利益の給付を受けたとすることができる。そして、同金員が理事長個人の計算又は危険において独立して行われる業務等から生じたものであることをうかがわせる事情もないのであるから、同金員は、理事長がA社の代表者として提供した労務又は役務の対価として、A社から臨時の一時金として受けた給付に当たると評価することができる。したがって、本件現金出金及び振込出金、送金及び各小切手交付によって理事長が受けた合計8090万円及び2億8000万円の経済的利益の給付は、いずれも、A社から理事長に対する賞与として、理事長の給与所得に該当する。

3 A社の行為が重加算税の賦課要件を充足するか

理事長は、ホームI及びホームII工事請負契約上の請求代金を請負人である法人との間でそれぞれ合意した金額より増額させることで、同代金との名目でA社から金員を支出させた後、かかる金員の一部を、工事代金又は医療機器購入代金等の名目で、複数の金融機関口座に順次移転させた上で、同金員に対応する経済的利益の給付を受けたものである。したがって、A社は、本件各送金等に関し、理事長に対する賞与の支払であるとの事実を隠ぺいし、請負代金等の支払であるかのように仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づき、源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったとすることができる。以上によれば、A社の行為は、通則法68条3項所定の重加算税の賦課要件を充足する。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 香子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判39頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。